

第3次計画		第2次計画（後期計画）	
第1章	<p>健康まえばし21とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨と新計画策定の背景 計画の趣旨：全ての市民が主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、前橋市における健康の増進を総合的かつ計画的に推進するため、「第3次前橋市健康増進計画」を策定する。</li> <li>2 計画の位置づけ ・「健康増進法」第8条の規定に基づく市町村健康増進計画。 ・国が示す「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本21第3次）」及び「アクションプラン（自治体などで実施する具体的な方策）」を踏まえて策定。 ・他の保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとする。</li> <li>3 計画期間 ・健康日本21第3次を踏まえ、2024（令和6）年度～2036（令和18）年度までの13年間とする。</li> </ol>		<p>健康まえばし21とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の趣旨と見直しの背景</li> <li>2 計画の位置づけと計画期間</li> <li>3 後期計画の策定方針</li> </ol>
第2章	<p>前橋市の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前橋市の健康に関する状況 (1) 人口動向 (2) 人口動態 (3) 主要死因別死亡者数の動向 (4) 国保特定健康診査結果による有所見者割合 (5) 医療費の動向 (6) 要介護認定者数の推移 (7) 地区別市民の健康状況</li> <li>2 2次計画最終評価の結果と今後の課題 ・最終評価で得られた前橋市の現状とそれを踏まえた課題を分野ごとに記載。 (1) 2次計画最終評価の総評 (2) 2次計画最終評価の方法 (3) 分野別目標の達成状況と今後の課題</li> </ol>	第2章と第3章を合体。	<p>前橋市民の健康水準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口動向</li> <li>2 人口動態</li> <li>3 主要死因別死亡者数の動向</li> <li>4 国保特定健康診査結果による疾病者数</li> <li>5 医療費の動向</li> <li>6 要介護認定者の推移</li> <li>7 地区別市民の健康状況</li> </ol>
第3章	<p>健康まえばし21（第3次計画）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本理念（検討中）</li> <li>2 健康目標 ・健康寿命の延伸と生活習慣病の予防 ・誰一人取り残さない健康づくりの展開</li> <li>3 基本的な方向 ・個人の行動と健康状態の改善 ・社会環境の質の向上 ・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり</li> <li>4 個別目標と施策 全体目標の達成に向け、健康日本21で示された目標を基本とし、前橋市の現状を踏まえた上で、新たに具体的な目標及び目標値、具体的な取組を設定する。（R5.8に健康日本21アクティブプランが提示される予定のため）</li> </ol>		<p>中間評価結果と今後の課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中間評価の方法</li> <li>2 中間評価の結果</li> <li>3 年代別目標の達成状況と課題</li> <li>4 分野別目標の達成状況と課題</li> </ol>
第4章	<p>健康まえばし21（第3次計画）の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進体制</li> <li>2 関連事業</li> </ol>		<p>新たな健康目標・具体的な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の全体像</li> <li>2 新たな健康目標・具体的な取組のポイント</li> <li>3 目標・具体的な取組・評価指標の一覧</li> </ol>
第5章			<p>健康まえばし21（第2次計画）後期計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 体制図</li> <li>2 関連事業</li> </ol>

\* 次期国民健康づくり運動「健康日本21」の構成に沿い、第2次計画（後期計画）の第1章にあった策定方針を、第3次計画では第3章に集約しました

\* ベースライン値の考え方について検討中。（ア）策定時にわかっている令和4年度データとする（イ）健康日本21の考え方にあわせて計画初年度である令和6年度データとする。（イ）とする場合は、令和5年度と令和6年度の評価は暫定として、令和4年度をベースライン値として使用する。